平成25年雇第40号

# 主文

本件再審査請求を棄却する。

### 理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、公共職業安定 所長(以下「安定所長」という。)が請求人に対し平成〇年〇月〇日付けでした再 就職手当〇円を支給するとした処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

- (1)請求人は、平成〇年〇月〇日付けで会社Aにおいて雇用保険被保険者資格を 取得し、平成〇年〇月〇日付けで事業所閉鎖による会社都合で離職した。
- (2)請求人は、同年〇月〇日付けで会社Bにおいて、雇用保険被保険者資格を取得し、同年〇月〇日付けで契約期間満了により離職した。
- (3)請求人は、同年○月○日にC市で国民健康保険被保険者証の交付を受けた。
- (4) 同年〇月〇日、請求人は、Aの雇用保険被保険者離職票で求職申込みをしたが、就職状態として、失業者不該当処分を受けた。
- (5)請求人は、同年○月○日に公共職業安定所(以下「安定所」という。)へA 及びBを離職したとしてBの雇用保険被保険者離職票(以下「離職票」という。) - I 及びⅡを提出した。
- (6)請求人は、同年〇月〇日に雇用保険説明会へ出席し、雇用保険受給資格者証 (以下「受給資格者証」という。)の交付を受けた。
- (7)請求人は、当該受給資格者証の離職理由欄に「24」(期間満了)と記載されていたことから、Aの離職理由である「会社都合による離職」で判断すべきであるとして、平成〇年〇月〇日、不服申立書を提出した。同月〇日、安定所長は、請求人に対し、離職理由は最後の離職理由となる旨説明を行った。
- (8)請求人は、平成〇年〇月〇日再就職し、平成〇年〇月〇日付けで再就職手当 の支給決定を受けた。

(9)請求人は、審査請求の趣旨として、安定所長が平成〇年〇月〇日付けでした 再就職手当の支給決定処分の取消しを求め、審査請求の理由として、受給資格 に係る離職理由の判定において、最終の離職で判定されるのは承服できないと して、雇用保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査 官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを却下したので、請求人は、更にこの決定 を不服として、再審査請求に及んだものである。

### 第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした再就職手 当〇円を支給するとした処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、再就職手当の支給処分を争うとしながら、再就職手当の処分内容 については不服を述べず、もっぱらAを離職した理由(事業所閉鎖)が受給資 格者証に記載されていないことを不服として、本件を申し立てている。

請求の趣旨と請求の理由に齟齬があるため、本件請求の理由では、取消しの 理由がないことになり、本件再審査請求は棄却とせざるを得ない。

- (2) また、仮に、請求人が再就職手当の支給処分を争うとしながら、その前提要件たる受給資格者証の発行に不服を述べているものと解しても、以下の理由から、本件再審査請求には取り消すべき理由がない。
  - ア 請求人は受給資格者証の発行に対して、不服がある旨主張しているが、受 給資格者証の発行はその後になされる基本手当の支給に関する処分のために 一応その判断要素を仮に示したものにすぎないため、未だ安定所長の処分に は当たらず、処分取消しの対象とすることができない。

- イ 請求人は平成○年○月末日にAを離職し、翌日Bにおいて雇用保険被保険 者資格を取得、その後同年○月○日期間満了で離職しており、請求人はAの 離職では失業状態には至らなかったものである。業務取扱要領50104(4) イに基づき、請求人の受給資格者証に、Bの離職理由である期間満了と記載 した安定所長の判断に、何ら瑕疵はない。
- (3) さらに、請求人は、国民健康保険に加入したため、保険料の軽減措置を受ける利益があるとして、本件処分の取消しを求める利益がある旨主張するが、本件再就職手当の支給処分は、これによって請求人の国民健康保険に加入する権利を侵害するものではなく、請求人になんら不利益を及ぼしていないため、本件処分の取消しを求める訴えの利益がない。
- 3 以上のとおり、請求人は、再就職手当の支給処分を争うとしながら、再就職手 当の支給がいかなる意味で違法なのか、その理由を主張していないので、本件再 審査請求には理由がなく棄却せざるを得ない。また、仮に再就職手当支給処分の 前提たる受給資格者証の発行に瑕疵があるとする主張だとしても、これを取り消 すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。